西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資準備金積立額の損金算入額 （別表十二（十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）	52	△	△			関西国際空港用等準備金積立額（別表十二（ 特別新事業開拓額の損金算入額
余財産の確定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額	53	△	△			残余財産の確
別　所　得　金　額　又　は　個　別　欠　損　金　額	54			外※		個　別　所

を

地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資の損金算入額 十）「15」、別表十二（十一）「10」又は別表十二（十四）「12」）	52	△	△		
事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定繰入又は特別勘定取崩額の益金算入額 （別表十の二（三）「20」－「17」）	53			※	
定の日の属する連結事業年度に係る事業税の損金算入額	54	△	△		
得　金　額　又　は　個　別　欠　損　金　額	55			外※	

に改め、同表の記載要領第四号(1)中「(6)まで」を「(7)まで」に改め、同号⑥を同号⑦とし、同号⑤の次に次のように加える。

⑹　租税特別措置法第68条の98第１項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、損金経理の方法により同項の特別勘定として経理した金額を記載すること。